

# 各務原市母子健康包括支援センター事業実施要綱

(平成30年3月8日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う各務原市母子健康包括支援センター（以下「支援センター」という。）の事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称               | 位置                        |
|------------------|---------------------------|
| 各務原市母子健康包括支援センター | 各務原市那加桜町1丁目69番地<br>各務原市役所 |

(事業)

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の実情の把握に関すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談、情報の提供、助言及び保健指導に関すること。
- (3) 支援プランの策定に関すること。
- (4) 保健医療、福祉及び教育に係る関係機関（第5条において「関係機関」という。）とのネットワークづくり及び連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 支援センターに、母子保健及び子育て支援に関する専門知識を有する保健師等の職員を置く。

(連携等)

第5条 支援センターの事業を行うに当たっては、関係機関等に対し、支援センターの事業を周知するとともに、関係機関等と密に連携するよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。